

秋田市医師会立秋田看護学校入学試験の実施等に関する規程

秋田市医師会立秋田看護学校入学試験の実施に関する規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市医師会立秋田看護学校学則（以下「学則」という。）第11条第2項の規定に基づき、秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）における入学者の選考その他入学試験の実施方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学試験の種別)

第2条 入学試験は、推薦入学試験と一般入学試験とに区分する。

2 推薦入学試験は、高校推薦枠と社会人推薦枠とに分けて実施する。

3 一般入学試験は、前期と後期とに分けて実施することができるものとする。

(推薦入学試験の受験資格)

第3条 推薦入学試験のうち高校推薦枠を受験できる者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を入学試験日の属する年度の3月末日に卒業見込みの者

(2) 高等学校調査書による評定平均値が3.2以上の者であって、当該高等学校又は中等教育学校の長が責任をもって推薦できるもの

(3) 入学試験に合格した場合に、入学を確約できる者

2 推薦入学試験のうち社会人推薦枠を受験できる者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

(1) 高等学校卒業又は中等教育学校卒業と同等以上の学力を有する者

(2) 秋田市の医療機関で1年以上就業したことがある者

(3) 前号の医療機関の長が責任をもって推薦書を提出することができる者

(4) 入学試験に合格した場合に、入学を確約できる者

(一般入学試験の受験資格)

第4条 一般入学試験を受験できる者は、次の各号に掲げる事項のいずれ

にも該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は入学試験日の属する年度の3月末日にこれらの学校を卒業見込みの者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は入学試験日の属する年度の3月末日に修了見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第150条（昭和22年文部省令第11号）第1号から第5号までの規定により高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

（入学試験の日程及び試験の種別ごとの定員等）

第5条 入学試験ごとの出願期間、配分定員及び入学手続期間については、学校長が学生募集要項で年度ごとに定める。

2 入学試験は、学校で行うものとする。

（入学志願時の提出書類）

第6条 入学を志願する者は、学則第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 入学願書 1通（顔写真を貼付すること。）

(2) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は入学資格を有することを証明する書類で学校長が定めるもの
1通

(3) 高等学校又は中等教育学校の長が発行する調査書又は最終学校の長が発行する調査書 1通

(4) 履歴書 1通（裏面に受験料が納付済であることを証する受験料振込書〈出願用〉を貼付すること。）

(5) 自己推薦書 1通

(6) 受験票 1通（推薦入学試験又は前期・後期入学試験から受験の種別を選び、顔写真を貼付すること。）

2 卒業後の経過年数により前項第3号に規定する調査書の発行ができないときは、その旨の学校長が発行する証明書（書式は自由）を卒業証明書に添付するものとする。

3 推薦入学試験に出願しようとする者であって、社会人推薦枠で受験し

ようとするものは、第1項に掲げる書類のほか、医療機関の長の作成による推薦書（以下「推薦書」という。）を提出するものとする。

（受験票の交付）

第7条 前条第1項に規定する入学願書及び添付書類を提出し受験料を納入した者に対し、受験番号を付番した受験票を送付する。

（推薦入学試験及び後期一般入学試験の選考方法）

第8条 推薦入学試験及び後期一般入学試験における選考は、次の方法及び観点に従い行うものとする。

(1) 小論文試験（満点100点） 論理的思考力、説得力、文章力等の有無

(2) 面接試験 学校在学生として及び将来的に看護師として求められる人物像（次条において同じ。）

(3) 調査書 高校生活における学業成績、活動状況等（次条において同じ。）

(4) 自己推薦書 看護師を目指す動機、意志の強さ等（次条において同じ。）

(5) 社会人推薦枠にあっては推薦書 他者評価による人物像

2 調査書並びに自己推薦書及び推薦書（社会人推薦枠の場合に限る。）は、面接試験における参考資料とする。

（前期一般入学試験における選考方法）

第9条 前期一般入学試験における選考は、次の方法及び観点に従い行うものとする。

(1) 学科試験（いずれの科目も満点100点、合計300点） 国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学Ⅰ及び英語の試験による基礎学力の有無

(2) 面接試験

(3) 調査書

(4) 自己推薦書

2 調査書及び自己推薦書は、面接試験における参考資料とする。

（入学試験委員会）

第10条 入学試験を適正かつ公平に実施し合否を判定するため、学則第25

条第1項第2号の入学試験委員会を設置する。

2 前項の入学試験委員会に関する事項については、別に定める。

(合格発表)

第11条 各入学試験の合格発表は、入学試験日の翌日から起算して5日以内に、学校内の掲示場への掲示及びホームページ上での公表により行うものとする。

2 前項の規定による掲示場への掲示は7日間、ホームページ上での公表は3日間行うものとする。

(合格通知)

第12条 第11条条第1項の合格者には合格通知書、同条第2項の補欠合格者には補欠合格通知書を、学校長名で送付するものとする。

2 前項の合格通知書は様式第1号、補欠合格通知書は様式第2号によるものとする。

(補欠合格者の取扱い)

第13条 現に合格通知書を送付した者の中に入学辞退者が出たとき又は入学辞退者が出る蓋然性が高いと認められるときは、成績順に補欠合格者に対し電話連絡をし、繰り上げて合格した旨を通知するものとする。

2 補欠合格者に対しては、あらかじめ補欠合格者としての順位、繰上合格の時期等を知らせてはならない。

(転入学の取扱い)

第14条 転入学を希望する者があった場合における入学試験の実施方法については、この規程を準用するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月12日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

合 格 通 知 書

受験番号

氏 名

あなたは、 年度秋田市医師会立秋田看護学校 入学
試験において、本校看護学科に合格したので、通知します。

年 月 日

秋田市医師会立秋田看護学校

学 校 長 湊 元 志

様式第2号（第13条関係）

補 欠 合 格 通 知 書

受験番号

氏 名

あなたは、 年度秋田市医師会立秋田看護学校 入学
試験において、本校看護学科に補欠合格したので、通知します。

年 月 日

秋田市医師会立秋田看護学校

学 校 長 湊 元 志